3　社会福祉法人は、第一項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。

4　第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

別表第一　資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部

事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
（略）	（略）	（略）
医療事業収入	（略）	（略）
退職共済事業収入	事務費収入	
（略）	（略）	（略）
その他の活動による収入		
大区分	中区分	小区分
（略）		
長期運営資金借入金収入		
役員等長期借入金収入		
（略）	（略）	
その他の活動による収入	退職共済預り金収入	
	退職共済事業管理資産取崩収入	
	（何）収入	

支出の部

事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
人件費支出	役員報酬支出	
	役員退職慰労金支出	
	（略）	
（略）	（略）	
授産事業支出	（略）	

3　社会福祉法人は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。

4　第二項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

別表第一　資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部

事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
（略）	（略）	（略）
医療事業収入	（略）	（略）
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）
その他の活動による収入		
大区分	中区分	小区分
（略）		
長期運営資金借入金収入		
（新設）		
（略）	（略）	
その他の活動による収入	（新設）	
	（新設）	
	（何）収入	

支出の部

事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
人件費支出	役員報酬支出	
	（新設）	
	（略）	
（略）	（略）	
授産事業支出	（略）	